

# マタハラ Net 賛助会員規約

## 第1条（目的）

この規約は、特定非営利活動法人マタニティハラスメント対策ネットワーク（以下、マタハラ Net）定款第3章の規定に設置する会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって関係者の本法人に対する協力・理解を高めることにより、本法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

## 第2条（活動内容）

本法人は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

## 第3条（資格）

本法人の主旨に賛同し、本法人の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とする。

## 第3条（加入）

1. 本法人の入会に当たっては、本規約を承認のうえ、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。
2. 本法人が、前項に従って登録申請を承諾した場合、当該登録申請者に対し、電子メール又は書面によって入会承認を通知するものとする。当該通知の到達により、当該登録申請者は本法人の賛助会員となるものとする。
3. 賛助会員は、住所その他当法人への届出内容に変更があった場合には、速やかに変更内容について本法人に申し出るものとする。
4. 本法人は、当該登録申請者が以下の項目に該当する場合、入会の承認をしない場合がある。
  - (1) 過去に、会員規約違反などにより、本法人の会員資格の取消が行われていることが判明した場合。
  - (2) 入会申込書内容に、虚偽の申請をした場合
  - (3) その他、本法人が会員とすることを不適切と判断した場合
5. 本法人は、申請者の許可を得ずに個人情報を使用することは一切ないものとする。

#### 第4条（会費）

1. 賛助会員の年会費は次の通りとする。
  - (1) 個人会員 1口 1,000円（1口以上）
  - (2) 団体会員 1口 5,000円（1口以上）
2. 年会費とは、毎年4月1日より翌年3月31日までの1ヶ年を言う

#### 第5条（会費納入）

賛助会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、該当月からの月計算により入会の時に納入するものとする。

#### 第6条（会員の資格の喪失）

本法人は、賛助会員が以下の各条項の一つでも該当するに至った場合、会員への事前通知及び催告することなく本法人の会員資格を直ちに取消することができる。資格を取り消された場合、既に納入された会費の払い戻しは一切行わないものとする。

- (1) 入会時に虚偽の申請を行った場合
- (2) 本法人の運営を妨害した場合
- (3) 正当な理由無く、断続して1年以上会費を滞納し催告後も応じず納入しない場合
- (4) 本規約のいずれかに違反した場合
- (5) 本人が死亡した場合
- (6) 別に定める禁止事項違反により除名された場合
- (7) その他、本法人が会員として不相当と判断した場合

#### 第7条（退会）

賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。退会する場合、既に納入された会費の払い戻しは一切行わないものとする。

#### 第8条（禁止事項）

賛助会員は、本法人による活動に当たり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他の会員、第三者もしくは本法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (2) 他の会員、第三者もしくは本法人に不利益や損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為
- (4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはその恐れのある行為
- (5) 本法人の運営を妨げる行為及び信用を毀損する行為

- (6) 営業活動や営利目的、またその準備を目的とした行為（本法人が承認した場合を除く）
- (7) その他、不適切と判断される行為

#### 第9条（免責事項）

1. 本法人は、賛助会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責を一切負わないものとする
2. 賛助会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、正会員は自己の責任と費用をもって解決し、本法人に損害を与えることのないものとする。
3. 賛助会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本法人に損害を与えた場合、本法人は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

#### 第10条（協議管轄裁判所）

1. 本法人と賛助会員との間で問題が生じた場合には、両者誠意をもって協議するものとする。
2. 協議によっても解決しない場合、また訴訟の必要が生じた場合は、当法人の所在地を管轄する裁判所を賛助会員と本法人の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第12条（規約変更）

1. 本規約の変更は、賛助会員の下承を得ることなくこの規約を変更することがあり、賛助会員はこれを承諾するものとする。この変更は、本法人が提供する手段を通じ、随時会員に対して発表するものとする。

#### （附則）

本規定は、2015年6月30日から施行するものとする